

広島市立大学国際学生寮（仮称）新築工事に係る設計・施工一括発注提案型
総合評価落札方式実施要領書

1 目的等

- (1) この実施要領書は、広島市立大学国際学生寮（仮称）新築工事について、設計段階からの技術提案を求めることで工事目的物の品質などの向上並びに設計・施工及び維持管理に係るコストの縮減、工期の短縮などを図るため、設計・施工一括発注提案型総合評価落札方式により実施するに当たり、技術提案その他入札等に関する事項を定めるものである。
- (2) 設計・施工一括発注提案型総合評価落札方式とは、設計と施工とを一括して発注するものであって、入札に際し、入札価格のほか、工事目的物の性能、機能及び施工技術等に係る設計段階及び工事段階における提案並びに総合的なコスト縮減に関する提案（以下、これらを「技術提案」という。）を受けた上、入札価格、技術提案及びその他の項目を総合的に評価して落札者を決定する方式をいう。

2 事業の概要

- (1) 工事名
広島市立大学国際学生寮（仮称）新築工事
- (2) 工事場所
広島市安佐南区大塚東三丁目 学生寮敷地内
- (3) 内容
基本計画書のとおり
- (4) 竣工引渡期限
平成30年1月31日まで
- (5) 担当窓口
〒731-3194 広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号
広島市立大学事務局企画室（企画グループ）
TEL 082-830-1666
e-mail: kikaku@office.hiroshima-cu.ac.jp

3 スケジュール

主なスケジュールは次表のとおりである。

内容	日程
基本計画書等の交付	入札公告の日から6月24日(金)まで
基本計画書等に関する質問書受付期間	入札公告の日から6月24日(金)まで
入札書等の提出期限	平成28年7月12日(火) 午後5時まで
開札	平成28年7月13日(水) 午前10時
一般競争入札参加資格確認申請書等提出	平成28年7月13日(水) 午後5時まで
技術提案等のヒアリング	平成28年7月中旬

落札者の決定	平成 28 年 7 月下旬
契約締結	平成 28 年 8 月上旬
評価結果公表	平成 28 年 8 月中旬

4 提出を要する書類

入札参加者は、入札説明書の別紙「総合評価に関する事項」に定めるもののうち、技術提案を別図「入札書等の郵送方法」により入札書等とともに提出すること。

別紙に定めるその他の提出書類については、一般競争入札参加資格確認申請書等とともに提出すること。

5 技術提案を求める内容

(1) 技術提案を求める内容は、次のとおりとする。

ア 実施設計段階における提案（様式 10-1）

- ・基本計画書の要件を満たし、教育施設としての適格性、独創性及び実現性のある提案

次の①～④項目についての提案を求める。（優先度が高いと考えるものを最大 6 提案まで）

- ① ユニット内及びユニット間、現行寮寮生及び地域との多様な交流を促す空間や機能的で
利便性に優れたレイアウトの提案
- ② 男女の区別、セキュリティ設備、バリアフリー化などの機能・安全性向上のための提案
- ③ 周辺環境の特性と調和を十分考慮し、大学の国際化を象徴するデザインの提案
- ④ その他上記に掲げるもの以外の提案

- ・建設予定地の地盤特性を考慮した構造計画に関する技術的提案

- ・日照や気温等地域特性に配慮した提案

イ 工事段階における提案（様式 10-2）

- ・品質、工程管理及び施工精度向上のための提案

- ・大学の既存施設等周辺環境への影響を配慮した提案

- ・リスク・安全管理の方法に関する提案

- ・現場発生材の削減、建設資材の再利用、リサイクル材の採用等環境に配慮した提案

ウ 総合的なコスト削減に関する提案（様式 10-3）

- ・イニシャルコスト削減等についてのコスト削減等 V E 提案

- ・イニシャルコスト及びランニングコスト低減等コスト管理の方法についての提案

- ・全工程の早期完了に向けた提案

(2) 次に掲げるものについては、原則として、技術提案の内容に含めないものとする。

ア 工期の延長が不可避である提案

イ ライフサイクルコストが増大することが予想される提案

ウ 関連工事・周辺工事に許容できない影響を与えることが予想される提案

エ 騒音・振動等、周辺環境へ許容できない影響を与えることが予想される提案

※提案書には提案事業者の会社名等応募者が類推できる表現は記載しないこと。

6 技術提案の要件

技術提案は基本計画書の内容を満たしていること。

7 技術提案の欠格事項

提出された技術提案のうち、次の項目のいずれかに該当する場合は、不適切な内容とみなし欠格とする。この場合、技術評価点を計算せず、落札者とししない。

- (1) 内容の記載がないもの。
- (2) 様式の提出がないもの。
- (3) 技術提案の記載内容による施工では、確実な施工の確保ができないと判断される場合。
- (4) 技術提案の記載内容が基本計画書に記す内容を満たしていないと判断される場合。
- (5) 技術提案に虚偽の記載があった場合。
- (6) 関係法令等に抵触する恐れがある場合。

8 技術提案等の評価項目及び評価基準

技術提案等に係る評価項目及び評価基準等は次のとおりとする。

評価項目		評価基準	配点
	評価内容		
技術提案	実施設計段階における提案	基本計画書の要件を満たし、教育施設としての適格性、独創性及び実現性のある提案 以下①～④項目についての提案を求める。(優先度が高いと考えるものを最大6提案まで) ①ユニット内及びユニット間、現行寮寮生及び地域との多様な交流を促す空間や機能的で利便性に優れたレイアウトの提案 ②男女の区別、セキュリティ設備、バリアフリー化などの機能・安全性向上のための提案 ③周辺環境の特性と調和を十分考慮し、大学の国際化を象徴するデザインの提案 ④その他上記に掲げるもの以外の提案 ・非常に優れた内容の提案である ・優れた内容の提案である ・標準的な提案よりも優れた提案である ・標準的な提案である ・要求水準レベル	2.4
		建設予定地の地盤特性を考慮した構造計画に関する技術的提案 ・非常に優れた内容の構造計画である ・標準的な構造計画よりも優れた構造計画である ・標準的な構造計画である	1.2

		日照や気温等地域特性に配慮した提案 <ul style="list-style-type: none"> ・非常に優れた内容の提案である ・標準的な提案よりも優れた提案である ・標準的な提案である 	1.6
工事段階における提案		品質、工程管理及び施工精度向上のための提案 <ul style="list-style-type: none"> ・非常に優れた内容の提案である ・標準的な提案よりも優れた提案である ・標準的な提案である 	1.6
		大学の既存施設等周辺環境への影響を配慮した提案 <ul style="list-style-type: none"> ・非常に優れた内容の提案である ・標準的な提案よりも優れた提案である ・標準的な提案である 	1.2
		リスク・安全管理の方法に関する提案 <ul style="list-style-type: none"> ・非常に優れた内容の提案である ・標準的な提案よりも優れた提案である ・標準的な提案である 	1.2
		現場発生材の削減、建設資材の再利用、リサイクル材の採用等環境に配慮した提案 <ul style="list-style-type: none"> ・非常に優れた内容の提案である ・標準的な提案よりも優れた提案である ・標準的な提案である 	1.2
		総合的なコスト削減に関する提案	イニシャルコスト低減等についてのコスト削減等VE提案 <ul style="list-style-type: none"> ・非常に優れた内容の提案である ・標準的な提案よりも優れた提案である ・標準的な提案である
		イニシャルコスト及びランニングコスト低減等コスト管理の方法についての提案 <ul style="list-style-type: none"> ・非常に優れた内容の提案である ・標準的な提案よりも優れた提案である ・標準的な提案である 	2.0
		全行程の早期完了に向けた提案 <ul style="list-style-type: none"> ・非常に優れた内容の提案である ・標準的な提案よりも優れた提案である ・標準的な提案である 	1.6

企業の 施工能 力	過去2年間の 当該工種に係 る工事成績評 定点の平均点	算定は次の式による。 得点 = (工事成績評定平均点 - 当該工種の平均点(A)) × 配点(2.5点) / (当該工種の上限点(B) - 当該工種の平均点(A)) ※算定式により求めた得点の上限は、2.5点とする。 ※得点は、算定式により求めた値の小数点第2位以下を切捨てた値とする。	2.5
	I S O 9 0 0 1 認証取得	認証取得あり	0.2
		認証取得なし(書類未提出を含む。)	0.0
配置予 定技術 者の能 力	主任(監理)技 術者の資格	建設業法第7条第2号ハに該当する資格のうち、当該工種に係る1級国家資格又は技術士の資格を有する場合	0.2
		上記以外の資格を有する場合	0.0
	継続学習制度 の単位	次のいずれかに該当すること。 ①建設系CPD協議会が認証する継続学習制度のうち10単位/年以上 ②建築CPD運営会議が運営する建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度のうち10時間/年以上	1.0
		上記以外の実績又は上記の実績を満たしていない場合(書類未提出を含む。)	0.0
地理的 要件	地域内における本店の有無	広島市内に本店あり	0.1
		その他	0.0
社会的 項目	障害者雇用の 状況	障害者雇用率が4.0%以上	0.2
		障害者雇用率が2.0%以上	0.1
		障害者雇用率が2.0%未満の場合(書類未提出を含む。)	0.0
	男女共同参画 への取組状況	次のいずれかに該当すること。 ①開札日前に、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定(100人以下)又は認定(101人以上)あり ②開札日前に、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定(300人以下)又は認定(301人以上)あり ③開札日前5年以内に、男女共同参画関連表彰又は広島市子育てにやさしい事業所表彰の受賞あり	0.1
		上記に該当なし(書類未提出を含む。)	0.0
		当該工種の主任技術者となり得る国家資格を有する女性技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係(開札日以前1年以上の雇用期間が必要)あり	0.1
	上記該当なし(書類未提出も含む)	0.0	

	環境対策への取組状況	次のいずれかに該当すること。 ① I S O 1 4 0 0 1 又はエコアクション 21 の認証取得あり ②ひろしまエコ事業所認定制度の認定あり	0.2
		上記の認証取得又は認定がない場合（書類未提出を含む。）	0.0
	広島市内在住の就職困難者の雇用状況等	次のいずれかに該当すること。 ①開札日前2年以内に、広島市内在住の失業者1人以上を従業員として採用し、開札日現在、継続的に雇用していること。ただし、入札公告等に定める資本的関係若しくは人的関係のある会社を離職した者は認めない。 ②広島保護観察所に協力雇用主として登録し、広島市内在住の「保護観察」又は「更正緊急保護」の対象者に対して、次のいずれかの場合 ・開札日前2年以内に、対象者を雇用(雇用形態不問)した実績あり ・開札日前2年以内に、対象者に事業所見学会又は職場体験講習の実施あり	0.2
		上記該当なし（書類未提出も含む）	0.0
地域貢献	ボランティア清掃の活動状況	次のうちいずれかに該当すること。 ①開札日前に、「広島市まちの美化に関する里親制度」の認定を受け、清掃活動を行っていること ②公告日前1年以内に、広島市内の公共の場所（道路、歩道橋、河川、用排水路、公園等）で公共的団体による清掃活動に、事業所として2回以上参加した実績を有していること。 ※「公共的団体」とは、農業協同組合、森林組合その他協同組合、商工会等の経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の公共的活動を営むものをいい、法人格を持つかどうかは問わない。 ③開札日前に、「広島市環境美化功労者表彰」を事業所として受賞していること。	評価内容 3項目のうち 3項目該当の場合 0.3 2項目該当の場合 0.2
		職場体験学習の受入れ状況	開札日前2年以内に、広島市内に所在する中学校、高等学校の職場体験学習又は大学のインターシップを、1回以上受け入れていること。
	災害復旧協力等の状況	平成17年4月1日以降に広島市発注の「災害関連工事」の受注実績を有していること又は平成17年4月1日以降に、広島市発注の除雪事業の受注実績を有していること。	該当なしの場合 0.0

9 技術提案等の記入方法

- (1) 技術提案等の書類作成にあたっては、入札説明書の別紙「総合評価に関する事項」を参照すること。
- (2) 補足説明資料は、技術提案を補足するためのものであり、評価の対象としない。

10 技術提案の提出方法

入札参加者は、次のとおり技術提案書を作成し、必要部数を提出すること。

なお、審査用の技術提案書には、提案事業者の会社名等応募者が類推できる表現は記載しないこと。

ア 技術提案提出書 [1部] (様式10により作成)

イ 技術提案 [本書1部、審査用11部]

(ア) 表紙 (A4版とする。)

表紙には「広島市立大学国際学生寮(仮称)新築工事技術提案書」と記載するとともに、本書のみに提案者名(企業名、代表者)を記載し、提案者が押印すること。(審査用には提案者名の記載・押印はしないこと。)

(イ) 実施設計段階における提案(様式10-1)

※配置図兼外構図(縮尺1/600)、各階平面図・断面図・立面図(縮尺1/200)、パース図(外観及び内観を各々2面程度)を添付すること。(A3版6枚まで)

(ウ) 工事段階における提案(様式10-2)

(エ) 総合的なコスト縮減に関する提案(様式10-3)

(1) 提出方法

配達証明付き書留郵便等により、入札公告に定める送付期限までに入札書等とともに郵送(必着)すること(別図「入札書等の郵送方法」参照)。

(2) 提出先

〒731-3194 広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号

広島市立大学事務局企画室(企画グループ)

TEL 082-830-1666

e-mail: kikaku@office.hiroshima-cu.ac.jp

(3) その他

ア 技術提案作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された技術提案は返却しない。

イ 提出後の技術提案の変更及び追加などは認めない。

ウ 提出された技術提案の内容について、本法人が問合せを行う場合がある。

エ 送付期限までに到達しなかった場合は、当該入札に参加していない扱いとする。

11 質問書の受付及び回答

(1) この実施要領書等の内容に関する質問を、次のとおり受け付ける。なお、質問書は、広島市立大学のホームページからダウンロードできる。

ア 受付期間

公告の日から平成28年6月24日（金）まで。

イ 受付場所及び問い合わせ先

前記2-(5)に同じ。

ウ 受付方法

実施要領書等に関する質問を質問書及び質疑応答書に記入の上、前記2-(5)に持参又は郵送すること。

※持参する場合は、受付期間の末日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時まで。

※郵送する場合は、配達証明書付き書留郵便等に限り、受付期間の末日までに必着のこと。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問を受け付けた日以後において、質問者にメール等で直接回答するとともに、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

公告の日から平成28年7月12日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時まで。

イ 閲覧場所及び問い合わせ先

前記2-(5)に同じ。併せて、広島市立大学ホームページにも掲載する。

12 技術提案等のヒアリングに関する事項

提出された技術提案等に対し、内容確認のためのヒアリングを行う。なお、ヒアリングは技術提案等に対する理解度向上を目的とするものであり、ヒアリングを通して技術提案等の改善を求めるものではない。

- (1) ヒアリングの時間、場所などの必要事項は、別途入札参加者に通知する。通知した日時に出席できない場合は、前記2-(5)に示す担当窓口へその旨申し出ること。
- (2) ヒアリングの順番は、技術提案等の提出順序にかかわらず、本法人が任意に指定する。
- (3) ヒアリングに応じない場合は、技術提案等が評価できない場合がある。
- (4) ヒアリングに参加する人員については、現場代理人又は管理技術者を含む本工事の設計及び施工に係る5名以内とする。

13 入札価格について

基本計画書の内容に基づいて積算した金額をもって入札すること。

14 予定価格

入札公告による。

15 落札者の決定基準

(1) 技術提案等の審査及び技術評価点の算出

ア 提出された技術提案等について、評価基準と入札説明書の別紙「総合評価に関する事項」に基づいて審査・評価を行う。

イ 審査・評価は、本法人に設置する審査委員会における審議、また、必要に応じて行う学識経験者からの意見聴取を踏まえて行う。

ウ 審査の経過は、公開しない。

エ 審査の結果、要求要件を満たす場合の標準点（100点）に技術提案等の内容に応じて、評価基準に基づき加算点を与え、技術評価点を算出する。

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点

オ 加算点は、各評価項目の評価点の合計とする。

カ 不鮮明な記載等は、評価点が0点となる場合がある。

(2) 評価値の算出

(1)により技術評価点を算出した後、次の式により評価値を算出する。

評価値＝技術評価点／入札価格＝（標準点＋加算点）／入札価格

ただし、算出方法は次のとおりとする。

ア 標準点は100点とする。

イ 上記の入札価格は消費税及び地方消費税相当額を除いた価格とし、単位は億円単位とする。

ウ 評価値は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

16 落札者の決定方法

入札公告による。

17 入札結果等の公表

入札結果等（落札者及び入札者の評価結果等）は、落札者の決定後、広島市立大学のホームページにて公表する。

18 技術提案の責任の所在

本法人が技術提案を適正と評価した場合においても、技術提案を行った契約の相手方の責任が軽減されるものではない。

19 技術提案が達成されなかった場合等の取扱い

(1) 入札参加者の技術提案の虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、公立大学法人広島市立大学競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づき指名停止等を行う。

(2) 落札者の技術提案が、自然災害等の不可抗力又は本法人との協議によらず落札者の事情により達成されなかった場合は、落札者は本法人が指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

(3) 前項の違約金の額は、次の式により算定した額に取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。なお、計算の過程では、小数点第5位で四捨五入した値とする。

$$A - (B + C2) / (B + C1) \times A$$

〔 A：当初の入札価格、B：標準点（100点）、C1：入札時の技術提案に基づく加算点、
C2：技術提案が達成できなかった場合の加算点 〕

20 その他

- (1) 本実施要領書によるものの他、入札に関する事項については入札公告に定めるとおりである。
- (2) 本法人が配布する資料などは入札参加に係る検討以外で使用してはならない。
- (3) 技術提案に関する事項が他の者に知られることのないように取り扱うものとする。
- (4) 手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (5) 技術提案の使用権は本法人に帰属するものとし、提案された内容は本提案書作成以外には原則その使用を禁止する。